

大野城市民・市内事業者限定

回覧

大野城市省エネ家電製品 買換え応援キャンペーン

最大
半額!

～大野城市省エネルギー家電製品買換え促進補助金～

【補助対象家電製品】

※購入前に「省エネ型製品情報サイト」、市ホームページ、家電販売店などで省エネ性能を必ず確認してください。

各目標年度における省エネ基準達成率が

100%以上

（省エネ性マークが緑）で、

令和4年11月7日（月）

～令和5年2月28日（火）の間に

古い家電から買い換えたもの。

省エネ基準
達成率
100%以上



統一省エネラベル



エアコン
目標年度：2010年度、
2027年度、2029年度



テレビ
目標年度：2012年度、
2026年度



冷蔵庫（冷凍庫含む）
目標年度：2021年度



照明器具
目標年度：2020年度



【補助額】

補助対象経費（税抜）の**半額（上限75,000円）**

※1,000円未満切捨

※市内の販売店で購入した場合は、

上記金額に**5,000円加算**

※補助対象経費は、家電製品の購入費、設置等の工事費、
買換えに伴う家電リサイクル費用が対象。

※合計金額50,000円未満の場合は補助対象外

【申請受付期間】

令和5年1月4日（水）

～令和5年2月28日（火）

※申請受付額が予算額に達した時点で受
付を終了します。予算額を上回る申請が
あった場合は、予算額の上限に達した日
の受付分の中から抽選で決定します。

【手続きの流れ】

※申請は、1世帯（1事業者）につき1回のみ受け付けます。

補助対象
家電製品か
どうか確認

家電製品を
購入

自宅等に設置

交付申請書
兼請求書を
郵送、受付

振込先口座に
入金

【申請先・問い合わせ先】

※申請は、郵送のみ受け付けます。

〒816-8510

大野城市曙町二丁目2番1号

大野城市 環境経済部 循環型社会推進課 ゼロカーボン推進担当

電話：092-580-1918（補助金専用番号、12/15頃開設予定）

メールアドレス：kankyo@city.onojo.fukuoka.jp



市ホームページ

詳しくは裏面をチェック!

【チェックリスト】

【対象者】

- 個人の場合、申請日時点で大野城市に住民登録がある。
- 事業者の場合、申請日時点で大野城市に事業所がある。
- 自分や家族がこの補助金を交付申請していない。
- 他の自治体で同様の補助金を受けていない。

【対象製品】

- 令和4年11月7日から令和5年2月28日までの期間に購入したものである。
- 購入金額の合計が5万円以上（設置等工事費、家電リサイクル料金を含み、消費税及び地方消費税の額を除く。）のものである。
- 新品かつ未使用品のものである。
- 同種の古い家電製品から買い換えたものである。
- 自ら使用するものである。
- 省エネ基準達成率が100%以上（省エネ性マークが緑）のものである。

【提出書類】

- ・大野城市省エネルギー家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書
- ・申請者の氏名、住所が確認できる書類の写し（運転免許証、健康保険証など。法人の場合は法人の登記事項証明書）
- ・領収書その他の対象家電製品を購入したことが確認できる書類の写し
- ・補助対象経費の内訳（税抜金額）が確認できる書類（レシート、購入明細書等）の写し
- ・製造事業者が発行する保証書（メーカー保証書）の写し（購入者の住所、氏名が記載されたもの）
- ・「家電リサイクル券・排出者控」の写し（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）のみ）
- ・買い換えた家電製品の設置状況が確認できる写真
- ・振込先口座の預金通帳またはキャッシュカードの写し

【よくある質問】

Q. 申請はどのようにすればいいですか？

A. 補助金交付申請書兼請求書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して循環型社会推進課あてに郵送してください。申請書の様式、記入例は、市ホームページからダウンロードできます。

Q. 欲しい家電製品が対象家電製品かどうか分かりません。

A. カタログや値札で製品の型番を調べて、「省エネ型家電製品情報サイト」で型番を検索すると、その製品の省エネ基準達成率が表示されますので、達成率が100%以上であれば対象家電です。

また、市ホームページに各種類の対象家電製品リストを掲載しますので、必ず購入前に対象家電製品かどうかを確認してください。



省エネ型製品
情報サイト

Q. 大野城市外の店舗やインターネット等の通販で購入したのも対象になりますか？

A. 領収書、保証書等、申請に必要な書類を発行できる事業者であれば対象になります。なお、市内の店舗から購入した場合は、通常の補助金額に5,000円加算されます。

Q. 申請受付期間より前に購入したものは対象になりますか？

A. 対象期間（令和4年11月7日～令和5年2月28日）の間に、対象家電製品の購入、設置、既存家電製品のリサイクル、交付申請書兼請求書の提出が完了したものが対象となります。

【「ゼロカーボンシティ大野城」宣言】

大野城市は、令和3年2月22日、2050年までに地球温暖化の原因となっている温室効果ガス（二酸化炭素）の実質排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ大野城」を宣言しました。

先人たちが築いてきた「自然豊かなふるさと大野城」を未来に生きる次の世代に引き継いでいくため、「再生可能エネルギーの利用推進」、「二酸化炭素吸収源となる森林の整備」、「節電、省エネ、省資源、資源循環等、持続可能なライフスタイルへの転換」などについて、市民、事業者、市が一体となって取り組んでいきます。